

規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十六号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年埼玉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

様式第一号の注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め

「
本人等の
確認の方法
）」
回覧表中

本人等の 確認の方法	(1) 運転免許証 (番号) (2) 旅券 (番号) (3) 健康保険の被保険者証 (番号) (4) その他 ()
---------------	--

「
本人等の
確認の方法
）」
回覧表中

に改める。

本人等の 確認の方法	(1) 個人番号カード (2) 運転免許証 (3) 旅券 (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ()
---------------	---

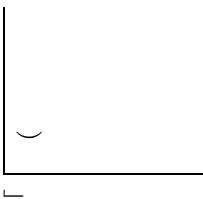
様式第四号の注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め

「
本人等の
確認の方法
）」
回覧表中

本人等の 確認の方法	(1) 運転免許証 (番号) (2) 旅券 (番号) (3) 健康保険の被保険者証 (番号) (4) その他 ()
---------------	--

「
本人等の
確認の方法
）」

本人等の 確認の方法	(1) 個人番号カード (2) 運転免許証 (3) 旅券 (4) 健康保険の被保険者証 (5) その他 ()
---------------	---



に改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。